

県営住宅条例運用基準

(令和4年6月20日施行)

- 1 県営住宅条例（以下「条例」という。）第3条の9第2項の措置は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準を満たすこと。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこと。
- 2 条例第3条の9第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすこと。
- 3 条例第3条の9第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすこと。
- 4 条例第3条の9第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）及び4-2（3）の等級2の基準を満たすこと。
- 5 条例第3条の10第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同（3）ロの等級3の基準を満たすこと。
- 6 条例第3条の11の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすこと。
- 7 条例第3条の12の措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2（3）の等級3の基準を満たすこと。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和4年6月20日から実施する。